

横浜市歴史博物館条例施行規則等の一部改正について

横浜市歴史博物館条例施行規則、横浜開港資料館条例施行規則、横浜都市発展記念館条例施行規則、横浜ユーラシア文化館条例施行規則の一部改正を行います。

1 改正の概要

65歳以上の市民を対象とした次のような快適な来館・展示環境整備等に取り組むため、65歳以上の市民は減免により無料としていた常設展等の入館料について、減免の割合を変更する、横浜市歴史博物館条例施行規則等の一部を改正します。

(1) 施設案内表示の文字の拡大

トイレ、料金表など施設を案内する看板の文字をわかりやすくします。

(2) シニア講座開催

昭和の生活などシニアが経験し、知識・興味を持っている講座を増やします。

(3) シニアに配慮した展示解説

学芸員等が行う展示解説について、短い時間で要領よく説明する解説日を展示会ごとに設定します。

(4) シニアデーの設定

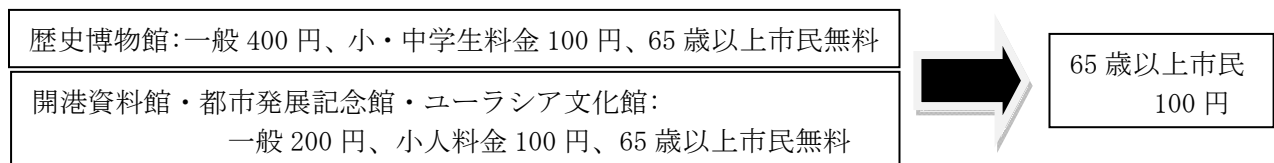
特定日（月1回）には、企画展も含め全館無料にします。

(5) 日本語解説アプリ

東京オリンピック・パラリンピックに向けて開発している歴史博物館の展示解説の映像音声多言語アプリについて、新たに日本語版も開発するとともに、館内でタブレットの貸し出しを行います。

2 改正内容

【常設展等】



3 意見公募手続

本件規則の一部改正は、納付すべき利用料金の上限額についての一部改正を行うものであり、横浜市規則等に係る意見公募手続実施要綱第5条第4項第2号に該当するため、意見公募手続は行いませんでした。

4 公布日

令和2年3月25日

5 施行期日

令和2年4月1日